

**人身取引対策に関する取組について
(年次報告)**

**平成29年5月30日
人身取引対策推進会議**

目 次

1	はじめに	1
(1)	「人身取引」の定義	1
(2)	我が国における人身取引対策の枠組み	3
2	人身取引の実態把握の徹底	5
(1)	我が国における人身取引被害の発生状況等	5
①	人身取引被害者の状況	5
②	人身取引被疑者の状況	7
③	事例	10
(2)	諸外国政府等との情報交換	11
3	人身取引の防止	12
(1)	入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止	12
①	厳格な出入国管理の徹底	12
②	厳格な査証審査	12
③	査証広域ネットワークの充実強化	12
④	偽変造文書対策の強化	12
(2)	在留管理の徹底を通じた人身取引の防止	13
①	厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止	13
②	不法就労事犯に対する厳正な取締り	13
③	不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進	14
(3)	労働搾取を目的とした人身取引の防止	14
①	外国人技能実習制度の抜本的な見直しによる制度の適正化	14
②	外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底	15
③	労働基準関係法令の厳正な執行	17
(4)	外国人材のさらなる活用に向けた新たな制度に係る取組	17
①	外国人建設就労者受入事業	17
②	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	18
(5)	人身取引の需要側に対する取組	20
①	性的搾取の需要側への啓発	20
②	雇用主等への働きかけ	21
4	人身取引被害者の認知の推進	22
(1)	「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進	22
(2)	潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知	22
(3)	外国語による窓口対応の強化	23

(4) 在京の各国大使館との連携	24
(5) 在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進	24
5 人身取引の撲滅	27
(1) 取締りの徹底	27
① 売春事犯等の取締りの徹底	27
② 児童の性的搾取（子供の性被害）に対する厳正な対応	27
③ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底	28
④ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題に対する厳正な対応	29
(2) 国境を越えた犯罪の取締り	29
① 外国関係機関との連携強化	29
② 国際捜査共助の充実化	30
6 人身取引被害者の保護・支援	31
(1) 「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進	31
(2) 保護機能の強化	31
(3) 被害者への支援	32
① 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実	32
② 捜査過程における被害者への情報提供	32
③ 被害者に対する法的援助の実施とその周知	33
④ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援	34
7 人身取引対策推進のための基盤整備	36
(1) 国際的取組への参画	36
① 人身取引議定書の締結	36
② 関係諸国との連携強化	36
(2) 国民等の理解と協力の確保	39
① 政府広報の更なる促進	39
② 学校教育等における取組	41
③ 中小企業団体等への働きかけ	41
④ 海外渡航者への啓発	41
(3) 人身取引対策の推進体制の強化	42
① 関係行政機関職員等の知識・意識の向上	42
② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進	43
③ NGO、IOM等との連携	44
8 今後の取組について	46

【図 1】 人身取引の定義（人身取引議定書第 3 条）	2
【表 1】 平成 16 年から 28 年までの主な取組	3
【図 2】 「人身取引対策推進会議」第 2 回会合（内閣官房）	4
【図 3】 我が国における人身取引対策の体制	4
【図 4】 人身取引事犯の被害者数の推移（平成 13～28 年）	6
【図 5】 被害者（50 人）の国籍	7
【図 6】 外国人被害者（25 人）の入国時の在留資格	7
【図 7】 人身取引事犯の検挙件数・検挙人員の推移（平成 13～28 年）	8
【図 8】 被疑者（46 人）の国籍	8
【図 9】 被疑者（46 人）の職業	8
【表 2】 起訴された者（43 人）の罪名・裁判結果等（平成 29 年 3 月 31 日現在）	8
【表 3】 平成 28 年の年次報告において「公判係属中」であった者（5 人）の罪名・裁判結果（平成 29 年 3 月 31 日現在）	10
【図 10】 技能実習法の概要（法務省・厚生労働省）	15
【図 11】 外国人建設就労者受入事業（国土交通省）	18
【図 12】 外国人家事支援人材の活用（内閣府）	19
【図 13】 携行用の苦情・相談窓口一覧カード（日本語版ひな形）（内閣府）	19
【図 14】 ポスター（内閣府）	21
【図 15】 「海外安全虎の巻」（外務省）（抜粋）	21
【図 16】 リーフレット（警察庁）（抜粋）	23
【図 17】 被害者保護の流れ（入国管理局）	23
【図 18】 人身取引に関する情報提供・相談窓口等	26
【図 19】 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）（警察庁）	28
【図 20】 「コンタクトポイント会議」（警察庁）	30
【図 21】 リーフレット（法テラス）（抜粋）	34
【図 22】 第 7 回「メコン地域ワークショップ」（JICA）	37
【図 23】 加藤大臣によるタイの施設の視察（タイ社会開発・人間の安全保障省）	37
【図 24】 リーフレット（国立女性教育会館）（抜粋）	40
【図 25】 人身取引関係省庁一覧	48

1 はじめに

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。また、人身取引は国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、人身取引対策に対する国際社会の関心は高い。

政府では、こうした関心を背景に、平成26年12月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2014」（以下「行動計画2014」という。）を策定し、これに基づいて対策に取り組んでいる。

社会・経済の変化とともに、人身取引の手段の巧妙化や情勢の変化が想定される中、今後、人身取引対策の成果をあげていく上で、人身取引に係る最新の情勢を把握し、各種施策の進捗状況を確認・検証していくことが不可欠であることから、行動計画2014において、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成することとした。

本年次報告は、28年を中心とした関係省庁の人身取引対策に係る取組をまとめたものである。本年次報告を通じて、国民に広く人身取引の実態を知っていただくとともに、人身取引対策に関心が高まる機会となれば幸いである。

(1) 「人身取引」の定義

人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下「人身取引議定書」という。）第3条は、次のとおり定義している。

第3条

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定す

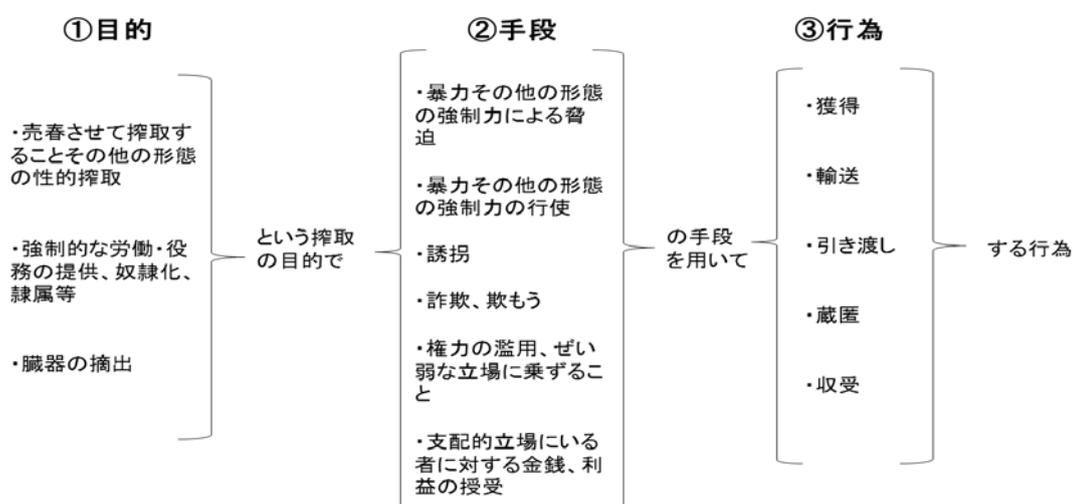
る搾取について同意しているか否かを問わない。

(c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

(d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

これを簡単に図示すると、図1のとおりとなる。

【図1】人身取引の定義（人身取引議定書第3条）



※ 被害者が児童(18歳未満)の場合は、②の手段が用いられていなくても、人身取引とみなされる。

被害者の多くは女性や児童であるが、この定義にあるとおり、売春などの性的な搾取だけではなく、労働搾取や、臓器の摘出などを目的としたものも人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得る。また、人身取引という行為には、人の「売買」に限らず、搾取の目的で、被害者を騙したり、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺等の手段が用いられた場合には、たとえ被害者が搾取に同意していたとしても、これに該当する可能性がある。さらに、18歳未満の児童を搾取の目的で支配下に置くなどした場合は、上記手段が用いられない場合でも、人身取引とされる。このように、人身取引には様々な形態があり得る。

我が国は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（以下「国際組織犯罪防止条約」という。）を締結していないため、この人身取引議定書も締結に至っていないが、平成17年の刑法改正で、当時、国内法の罰則で処罰の対象となっていなかった行為について罰則（人身売買罪等）を創設・整備したことにより、人身取引議定書の定義する人身取引に該当する行為は全て犯罪となっている。

(2) 我が国における人身取引対策の枠組み

政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、対策に取り組んできた。

しかし、依然として人身取引対策に対する国際社会の関心は高く、我が国の取組状況も、国際社会から注目されている状況にあることから、26年12月16日の犯罪対策閣僚会議¹において、「人身取引対策行動計画2009」を改定した行動計画2014を決定するとともに、同日の閣議において、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することについて了解された。

27年5月には、「人身取引対策推進会議」第1回会合を開催し、主に26年中の我が国における人身取引被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、行動計画2014に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。28年5月には、「人身取引対策推進会議」第2回会合を開催した。

現在、この「人身取引対策推進会議」を中核に、内閣官房の調整の下、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び海上保安庁が、それぞれの所掌事務に応じて、人身取引対策に取り組んでいる。

【表1】平成16年から28年までの主な取組

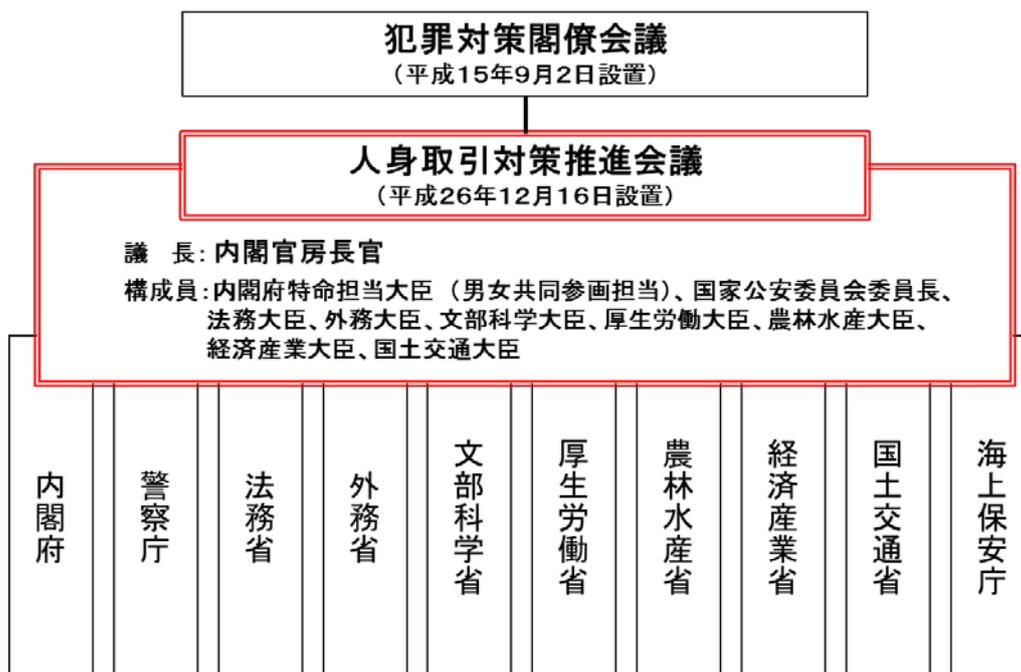
平成16年4月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」設置
同年12月	「人身取引対策行動計画」決定
平成21年12月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を「犯罪対策閣僚会議」の下に位置付け 犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」決定
平成22年6月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)について」を連絡会議で申合せ
平成23年7月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」を連絡会議で申合せ
平成26年12月	犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2014」を決定 犯罪対策閣僚会議の下、「人身取引対策推進会議」を随時開催することを閣議で了解
平成27年5月	「人身取引対策推進会議」第1回会合を開催 年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表
平成28年5月	「人身取引対策推進会議」第2回会合を開催 年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表

¹ 「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、平成15年9月から、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員として開催している。(開催状況等は、首相官邸ウェブサイト参照：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>)

【図2】「人身取引対策推進会議」第2回会合（内閣官房）



【図3】我が国における人身取引対策の体制



2 人身取引の実態把握の徹底

(1) 我が国における人身取引被害の発生状況等

① 人身取引被害者の状況

- 平成28年中に我が国が保護した人身取引被害者は、50人（前年比－4人）であった。

性別については、女性が48人（同－2人）、男性が2人（同－2人）であり、昨年に引き続き、男性の被害者を認知した。

- 国籍については、日本が過去最多の25人（同＋12人）で、全体の半数を占めた。また、男性の被害者2人の国籍は、いずれも日本であった。

外国人の被害者25人の国籍は、タイが9人（同－1人）、フィリピンが8人（同－22人）、カンボジアが7人（同＋7人）、ベトナムが1人（同＋1人）であった。

- 外国人の被害者25人の入国時における在留資格については、「短期滞在」で入国した者が18人（同－17人）、日本人と偽装結婚し「日本人の配偶者等」で入国した者が4人（同＋2人）、「興行」で入国した者が1人（同±0人）、「定住者」で入国した者が1人（同＋1人）のほか、不法入国した者が1人（同－1人）であった。

28年中に入国管理局において保護した外国人の被害者は21人であり、このうち在留資格を有していた者11人に対し、在留資格の変更を許可するとともに、不法入国や不法残留により出入国管理及び難民認定法違反状態となっていた者10人に対し、在留特別許可を行った。

なお、外国人の被害者については、最初に警察において保護した後で入国管理局においても保護する場合及び警察又は入国管理局のみにおいて保護する場合がある。上記の「外国人の被害者25人」は、

- ① 28年中に警察において保護した後、同年中に入国管理局においても保護した者17人
- ② 28年中に警察において保護した後、29年中に入国管理局においても保護した者3人
- ③ 28年中に警察のみにおいて保護した者1人
- ④ 28年中に入国管理局のみにおいて保護した者4人

であり、このうち①及び④が、上記の「28年中に入国管理局において保護した外国人の被害者」21人である。

- 被害者50人のうち、児童（18歳未満）が13人（同＋7人）であり、こ

のうち12人（男性2人を含む）は日本人、1人はベトナム人であった。

- 被害の形態については、性的搾取の被害を受けた者が37人（同+17人）、ホステスとして稼働させられた者が9人（同-18人）、労働搾取の被害を受けた者が4人（男性2人を含む）（同-3人）であった。この労働搾取の被害を受けた者4人のうち、2人は労務作業員として働かされていた者、1人は建設作業員として働かされていた者であり、これらの分野における被害を初めて認知した。

特徴としては、日本人の被害は、出会い系サイト等を利用した売春を強制させられる事案、外国人の被害は、ホステスとしての稼働や性風俗店において売春を強制させられる事案が多かった。

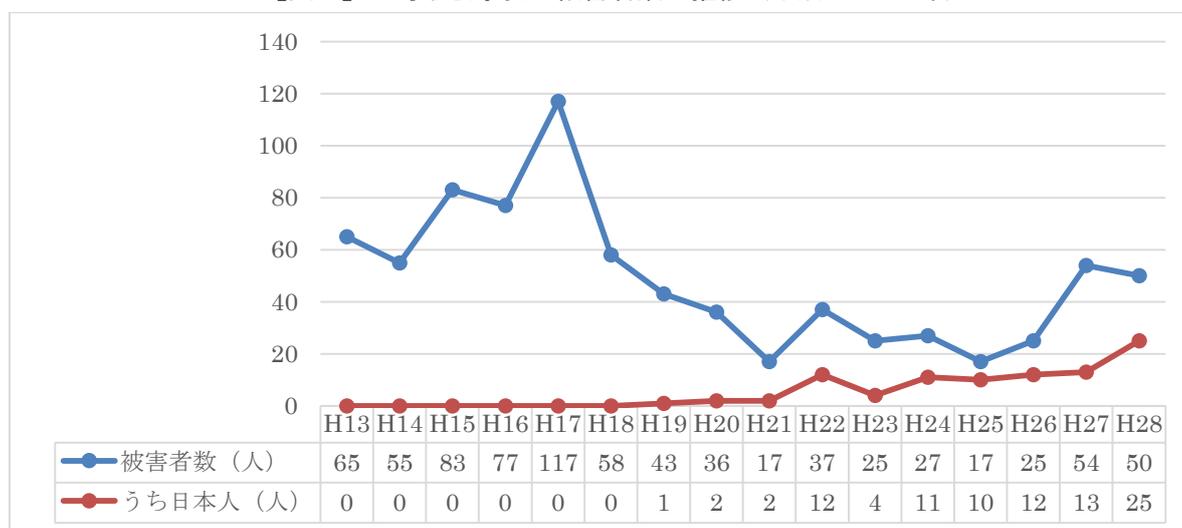
- 28年中に婦人相談所において一時保護を行った被害者は18人であり、このうち11人はタイ人、7人はフィリピン人であった。

この全員に対し、通訳の支援及び必要であると判断された医療サービスを提供するとともに、このうち3人に対し、必要であると判断された心理的ケアのサービスを提供した。

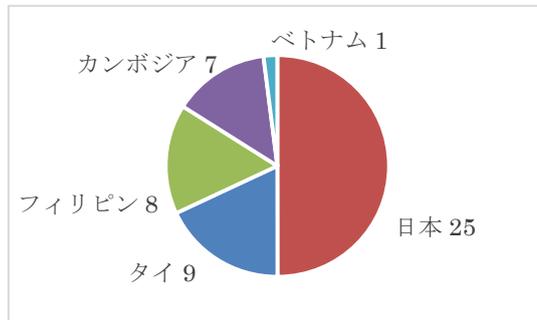
5人については、民間シェルター等への一時保護委託を実施した。

- 28年中、国際移住機関（IOM）を通じた支援により14人が帰国し、このうち3人に対し一時避難場所が、6人に対し医療支援が、1人に対し法支援が、8人に対し社会復帰支援プログラム（例：家族統合、教育支援、ミニショップ・商売店経営、農業経営等）が、帰国後の社会復帰支援として、それぞれ提供された。

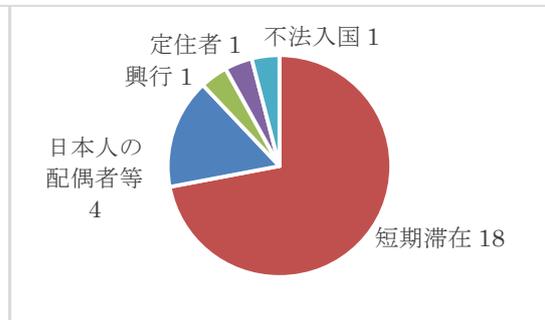
【図4】人身取引事犯の被害者数の推移（平成13～28年）



【図5】被害者（50人）の国籍
（単位：人）



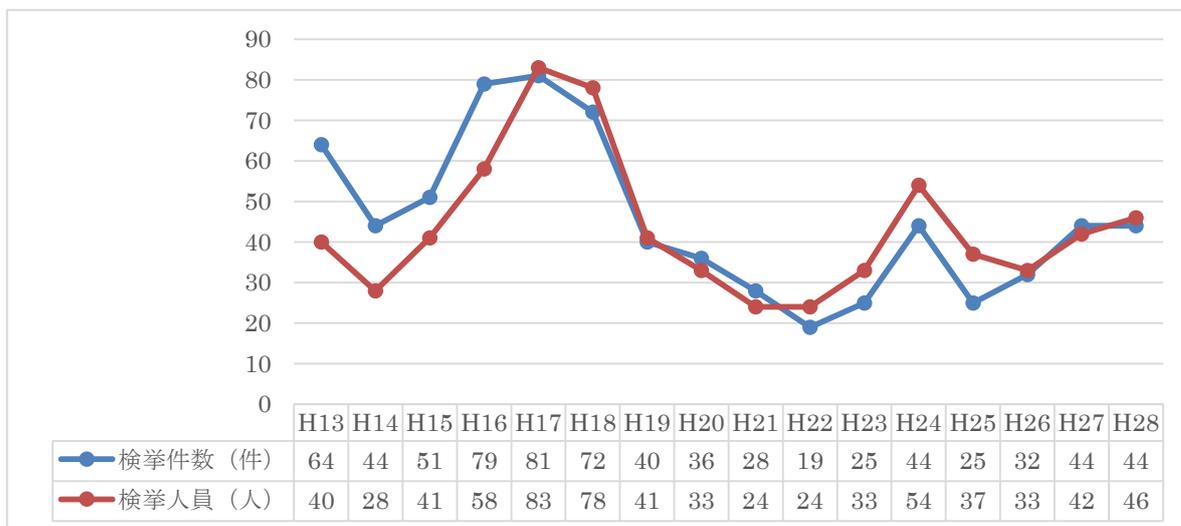
【図6】外国人被害者（25人）の入国時の在留資格（単位：人）



② 人身取引被疑者の状況

- 平成28年中に警察が検挙した人身取引事犯の検挙件数は44件（前年比±0件）、検挙人員は46人（同+4人）であり、検挙人員は2年連続で増加した。
被疑者の性別については、男性が37人（同+9人）、女性が9人（同-5人）であった。
- 国籍については、日本が最も多く40人（同+6人）と約9割を占め、タイが3人（同±0人）、フィリピンが2人（同-1人）、中国が1人（同+1人）であった。
- 職業については、風俗店等関係者が16人（同-16人）、無職が15人（同+11人）、その他（会社員、自営業、建設作業員等）が15人（同+9人）であった。
ブローカーは5人（同-2人）であり、暴力団構成員等は8人（同+5人）であった。
- 処分状況については、起訴された者が43人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が2人、捜査中の者が1人である。この起訴された者43人のうち、33人は有罪が確定し、10人は公判係属中である（29年3月31日現在）。
なお、27年中に警察が検挙した人身取引事犯の被疑者であって、28年5月に決定した年次報告において「公判係属中」とであるとされていた者5人全員について、有罪が確定した（29年3月31日現在）。
- 28年中に入国管理局において退去強制手続を執った加害者は2人であり、このうち1人はタイ人、1人はバングラデシュ人であった。

【図7】人身取引事犯の検挙件数・検挙人員の推移（平成13～28年）



【図8】被疑者（46人）の国籍（単位：人） 【図9】被疑者（46人）の職業（単位：人）



【表2】起訴された者（43人）の罪名・裁判結果等（平成29年3月31日現在）

番号	罪名	裁判結果等
1	出入国管理及び難民認定法違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、電磁的公正証書原本不実記録、同供用	懲役2年、執行猶予4年
2	出入国管理及び難民認定法違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、電磁的公正証書原本不実記録、同供用	懲役2年、執行猶予4年
3	電磁的公正証書原本不実記録、同供用	懲役1年6月、執行猶予3年
4	出入国管理及び難民認定法違反幫助	罰金 10 万円
5	売春防止法違反	懲役 10 月、執行猶予3年、罰金 20 万円
6	売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役1年6月、執行猶予5年、罰金 30 万円

7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反	懲役1年6月、執行猶予3年
8	出入国管理及び難民認定法違反、道路交通法違反	懲役1年、執行猶予4年
9	出入国管理及び難民認定法違反	懲役10月、執行猶予3年
10	出入国管理及び難民認定法違反	懲役10月
11	職業安定法違反	罰金20万円
12	職業安定法違反	罰金20万円
13	売春防止法違反、児童福祉法違反	公判係属中
14	売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役2年6月、罰金50万円
15	売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役3年、執行猶予5年、罰金30万円
16	売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役3年、執行猶予5年、罰金50万円
17	出入国管理及び難民認定法違反	公判係属中
18	売春防止法違反	懲役1年、執行猶予4年
19	売春防止法違反	懲役10月、執行猶予4年
20	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反、暴力団排除条例違反、職業安定法違反	懲役2年、執行猶予4年
21	職業安定法違反	罰金20万円
22	売春防止法違反	懲役3年、執行猶予4年、罰金20万円
23	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反	罰金100万円
24	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反	罰金60万円
25	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反	罰金80万円
26	過失運転致傷、出入国管理及び難民認定法違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、売春防止法違反	懲役2年6月、執行猶予4年、罰金20万円
27	児童福祉法、売春防止法違反	懲役3年、罰金100万円
28	児童福祉法、売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予3年、罰金30万円
29	青少年保護育成条例違反	罰金40万円
30	児童福祉法違反	罰金50万円
31	売春防止法違反	公判係属中

32	売春防止法違反	公判係属中
33	売春防止法違反	公判係属中
34	売春防止法違反	懲役2年6月、執行猶予4年、罰金 30 万円
35	売春防止法違反	公判係属中
36	職業安定法違反	公判係属中
37	職業安定法違反	罰金 30 万円
38	電磁的公正証書原本不実記録、同供用、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律違反	懲役3年、執行猶予4年
39	電磁的公正証書原本不実記録、同供用	懲役3年、執行猶予3年
40	暴行、傷害、傷害致死	公判係属中
41	暴行、傷害致死	公判係属中
42	暴力行為等処罰に関する法律違反、暴行、傷害致死、傷害	公判係属中
43	児童福祉法違反	懲役1年6月、執行猶予4年

【表 3】平成 28 年の年次報告において「公判係属中」であった者（5 人）
の罪名・裁判結果（平成 29 年 3 月 31 日現在）

番号	罪名	裁判結果
1	営利目的略取、傷害、売春防止法違反	懲役4年6月、罰金 30 万円
2	営利目的略取、傷害、売春防止法違反	懲役3年、罰金 20 万円
3	出入国管理及び難民認定法違反、職業安定法違反	懲役3年、執行猶予5年
4	強要	懲役1年、執行猶予5年
5	電磁的公正証書原本不実記録、同供用	懲役2年、執行猶予4年

③ 事例

【事例 1】

平成 28 年 5 月、歓楽街において、大阪府警察の警察官が日本人女性に対し職務質問を行った際、マンションの 1 室に監禁され、出会い系サイト等で募った客との売春を強制されていることが判明したため、同女性を人身取引被害者として保護した。

捜査の結果、SNS を利用するなどして知り合った家出中の児童等に、契約書を書かせた上で、外側から南京錠を掛けたマンションの 1 室に居住させ、援助交際を仮装して理由のない罰金を科しつつ売春をさせ、その代金を搾取していたことから、被疑者 4 人（日本人男性 3 人、日本人女性 1 人）を売春防止法違反（周旋、契約）及び児童福祉法違反（淫行させる行為）で逮捕するとともに、被害者 6 人（日本人女性。児童 3 人を含む。）を保護した。

【事例2】

28年3月、警視庁の警察官が不法残留で逮捕されていたタイ人女性を取り調べた際、同女性が、「日本に無料で観光に行ける。」などと誘われて来日した後、渡航費用名目等で多額の借金を負わされた上、その返済名目でデリバリーヘルス、個室マッサージ店等で売春を強制されていたことが判明したため、同女性を人身取引被害者として保護した。

捜査の結果、性風俗店4店舗に同女性等をあっせんして、同店舗の寮に居住させて売春をさせ、その代金を搾取していたことから、ブローカーである被疑者（タイ人女性）を出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）で逮捕するとともに、被害者4人（タイ人女性）を保護した。

被害者4人は、入国管理局において在留特別許可を受け、婦人相談所において生活支援、医療サービスの提供等を受けた後、国際移住機関（IOM）を通じた支援により帰国した。

【事例3】

28年6月、警視庁は、芸能プロダクションに所属していた日本人女性をアダルトビデオ制作会社に派遣したとして、同プロダクションの元社長である被疑者ら3人（日本人男性）を、労働者派遣法違反（有害業務派遣等）で逮捕した。

被疑者3人は、アダルトビデオ制作会社の撮影現場において、同制作会社の依頼を受けた監督の指揮命令下で、女優を男優と性交等させて稼働させる目的で労働者を派遣していた。

被害者は、雇用契約を締結するに当たりモデルとして採用されており、アダルトビデオへの出演を告知されていなかったため、仕事の内容がアダルトビデオへの出演であることを知った後で拒否したが、被疑者から「違約金を払え」などと言われ、仕方なく出演を続けていた。

（2）諸外国政府等との情報交換

- 平成16年度以降、外務省幹部を団長とし、関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ24か国・地域に派遣した。
- 28年12月には、「人身取引対策に関する政府協議調査団」を初めてイタリア・ローマに派遣した。イタリア政府の関係省庁を始め、現地の国際移住機関（IOM）事務所及び現地NGOとの間において、同国・周辺地域における近年の難民・移民危機に伴う人身取引の被害状況等について情報交換を行うとともに、今後の日・イタリア間のあり得べき協力について意見交換を行った。

3 人身取引の防止

(1) 入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止

① 厳格な出入国管理の徹底

- 入国管理局では、空海港における厳格な上陸審査の実施のため、事前旅客情報（API）、個人識別情報、ICPO紛失盗難旅券データベースを活用している。また、平成27年1月から乗客予約記録（PNR）の取得を開始し、28年1月からはその電子的取得を開始した。

これらの情報については、27年10月に設置された出入国管理インテリジェンス・センターが中核となって収集・分析を行い、その結果を水際の最前線で活用することにより、本邦への入国目的に疑義が認められる外国人の発見を行うなど、厳格な水際対策を推進している。

- 入国管理局では、28年10月から、全国の空海港において、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。
- 入国管理局では、入国警備官による主要空港の直行通過区域（トランジットエリア）及び港湾区域における組織的な警戒活動を積極的かつ継続的に実施し、不審者、ブローカー等に係る摘発等を推進している。

② 厳格な査証審査

- 外務省では、査証申請に対し、必要に応じて、個別面接でのよりきめ細かい質疑応答等を行い、慎重な審査を行っている。特に、これまでの人身取引被害者の出身地域に所在する在外公館では、「興行」、「短期滞在」、「日本人配偶者等」等の人身取引に悪用されやすい査証申請について、厳格な審査を行っている。

これにより、人身取引の被害に遭う可能性が高いとみなされる案件については、関係省庁とも協議の上、査証発給を拒否するなどの対応を行っている。

③ 査証広域ネットワークの充実強化

- 外務省では、査証関連情報の共有化を図るため、外務本省、223の在外公館及び関係省庁との間で構築されている情報通信ネットワークを新システムへ移行させ、充実強化させた。

④ 偽変造文書対策の強化

- 入国管理局では、空港支局の偽変造文書対策室において、偽変造文書の鑑識

を厳格に実施するとともに、偽変造文書鑑識機器を設置した空海港の職員に対し、文書鑑識能力の向上を図るための研修を実施している。

- 外務省では、高度な偽造対策を施した査証シールの使用を開始したほか、I C旅券の国際標準化に関する動向及びI Cチップ等の旅券に関連する国際標準等の調査により、我が国の旅券の高度化に向けた検討を引き続き行うとともに、高セキュリティ化を図った次期旅券の基本仕様を策定した。

(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止

- 平成29年3月31日付けで警察庁、法務省及び厚生労働省の間で合意した「不法就労等外国人対策の推進」等に基づき、人身取引に係る事犯等の取締りの強化及び取締りに伴い認知した人身取引被害者の保護・支援を推進している。
- 警察では、これまでに構築した犯罪のグローバル化に対応する横断的枠組みや、不法滞在者等の生活、資格・身分の偽装等の手段として利用される犯罪インフラへの対策を総合的に推進する体制を引き続き活用し、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りを強化して、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。
- 入国管理局では、婚姻関係に疑義があるなど偽装滞在が疑われる案件について、積極的に関係機関と協力しながら調査・分析を行うなどして、実態の解明に取り組んでいる。また、合同摘発等を通じて、警察等の関係機関との情報交換に努めており、必要に応じ、警察等の関係機関に情報提供するなどして加害者処罰につなげるとともに、被害者については、心身の状態や保護の必要性等を考慮して適切に対応している。

② 不法就労事犯に対する厳正な取締り

- 警察庁、法務省及び厚生労働省では、「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」等を開催し、連携や最新事案等の情報交換を図っている。
- 警察及び入国管理局では、不法就労事犯を積極的に取り締まることにより、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。
- 入国管理局では、平成28年中、不法就労が疑われた稼働先390か所を摘発した。また、「不法就労等外国人対策の推進」(①参照)等に基づき、悪質な

ブローカー及び雇用主については、警察等に対し積極的に告発・通報等を行っている。

- 都道府県労働局・労働基準監督署及び地方入国管理局では、28年中、強制労働等、技能実習生の人権侵害が疑われる事案について、実習実施機関23機関に対し、合同で監督又は調査を実施した。

この結果、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が認められた21件については是正勧告を行い、重大・悪質な事案4件を送検した。また、地方入国管理局では、合同調査を実施した23機関のうち9機関について、技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した（29年3月31日現在）。

③ 不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進

- 警察庁、法務省及び厚生労働省の主催により、不法就労の現状に関する理解を深めるための経営者団体への説明会を毎年6月に実施するとともに、当該団体傘下の事業主に対し、適正な外国人雇用に係る指導や啓発を実施するよう協力を要請している。

- 入国管理局では、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、毎年6月、政府の「外国人労働者問題啓発月間」の一環として、「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施しており、一般国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体、関係国政府等に、不法就労外国人に対する正しい理解を深めてもらい、その協力を得るよう努めている。平成28年においても、関係省庁、地方公共団体等の協力を得てリーフレットを配布したり、各地でイベントを開催するなどして、不法就労防止に係る啓発活動を行った。

(3) 労働搾取を目的とした人身取引の防止

① 外国人技能実習制度の抜本的な見直しによる制度の適正化

- 法務省及び厚生労働省では、「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を27年3月6日、第189回国会に提出した。

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）は、28年11月18日、第192回国会において成立し、同月28日に公布された。29年11月1日に施行される予定である。

- 技能実習法の概要は図10のとおりであり、特に、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講じることとしている。また、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を認可法人として新設することとしており、同機構は、29年1月25日に設立登記された。
- 法律事項ではないが、技能実習生の送出国との間で、政府（当局）間取決め（MOC）を作成し、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関を排除していくこと等を目指している。

【図10】技能実習法の概要（法務省・厚生労働省）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】
 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行期日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

② 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底

- 厚生労働省では、技能実習生が入国する際、各出入国港において、入国審査官から全ての技能実習生に対して直接手交する「技能実習生手帳」の記載内容について、従来の入国管理局等の相談窓口、各国大使館の連絡先、我が国の労

働関係法令、日常生活に必要な知識等に関する情報に加え、平成28年7月から、労働基準監督署への申告、休業手当等に関する情報を追加した。

対応言語についても、母国語とする技能実習生が多い言語である6か国語（英語、中国語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語及びインドネシア語）に加え、29年3月から、母国語とする技能実習生が増加している2か国語（ミャンマー語及びカンボジア語）を追加し、計8か国語とした。

- 厚生労働省では、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）に委託して、技能実習生の事故・疾病の防止のため、各業種の安全衛生マニュアルを作成し、監理団体、実習実施者及び技能実習生に配布しており、28年度、新たに溶接職種的安全衛生マニュアルを作成した。

同マニュアルを8か国語（英語、中国語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語及びカンボジア語）に翻訳しており、技能実習生に対しては、理解を促進するため、母国語に翻訳したものを配布している。

- 厚生労働省では、外国人からの労働条件等に関する相談に対応するため、25都道府県労働局の管内において、5か国語（場所により異なるが、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語及びタガログ語）に対応した「外国人労働者相談コーナー」を開設している。

加えて、27年6月から、架電すると同コーナーにつながる「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、全国からの相談を容易にしている上、29年4月から、同コーナーの一部において、ベトナム語による対応を開始している。

- 厚生労働省では、技能実習生が技能実習制度の内容、賃金、労働時間に関する法令等について相談できるようにするため、5か国語（英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語及びインドネシア語）に対応した「母国語相談ホットライン」を公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）に委託して実施しており、この過程で把握された重大な事案については、法務省入国管理局、労働基準監督機関等の関係行政機関に情報提供している。

- 法務省では、監理団体等のホームページにおいて技能実習制度の趣旨に反する不適切な表現があることを確認した場合には、厚生労働省と連携して指導を行っている。

- 法務省では、いわゆる強制帰国を防止するため、28年9月から、空海港に

において、実習期間を満了せずに途中で帰国する技能実習生に対して、入国審査官が書面を用いて出国の意思確認を行い、本人の意に反して帰国させられていないかを確認している。この際、必要に応じ、通訳人を確保している。

③ 労働基準関係法令の厳正な執行

- 都道府県労働局・労働基準監督署では、平成28年に5,672の実習実施機関に対し監督指導を実施した。

この結果、4,004の実習実施機関において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行うとともに、約定賃金額が最低賃金額を下回っているもの、違法な時間外労働・休日労働を行わせているもの等、技能実習生に係る労働基準関係法令違反により、重大・悪質な事案40件を送検した。

(4) 外国人材のさらなる活用に向けた新たな制度に係る取組

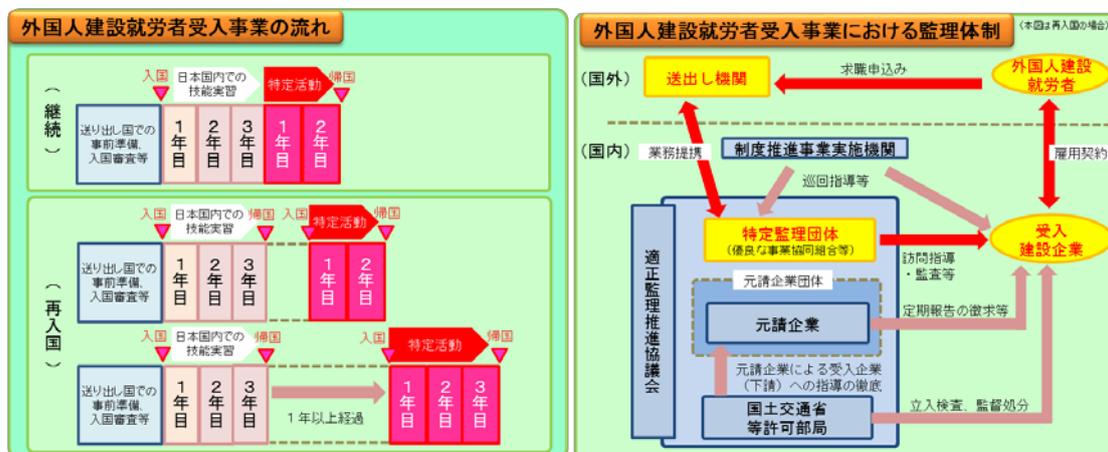
① 外国人建設就労者受入事業

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び復興事業に向けた緊急的・時限的措置として、平成27年4月から実施している「外国人建設就労者受入事業」においては、外国人建設就労者約1,500人が入国している(29年3月31日現在)。

- この受入に当たっては、賃金不払、不法就労等の問題が生じないように、監理・受入を優良な特定監理団体・受入企業に限定するなどの監理体制を構築している。また、外国人建設就労者のための相談員を特定監理団体に配置すること、特定監理団体による受入企業に対する監査において、外国人建設就労者と直接面談を実施すること、この面談の結果を適正監理推進協議会等へ報告することといった措置を講じている。

- 外国人建設就労者から権利侵害等の訴えがなされた際には、国土交通大臣が特定監理団体等に対し是正措置を求め、当該是正措置がとられていない場合には適正監理計画の認定の取消が行われることとなるなど、所要の措置が定められており、問題となる事案が生じた際には、関係省庁が連携して対応していくこととしている。

【図11】外国人建設就労者受入事業（国土交通省）



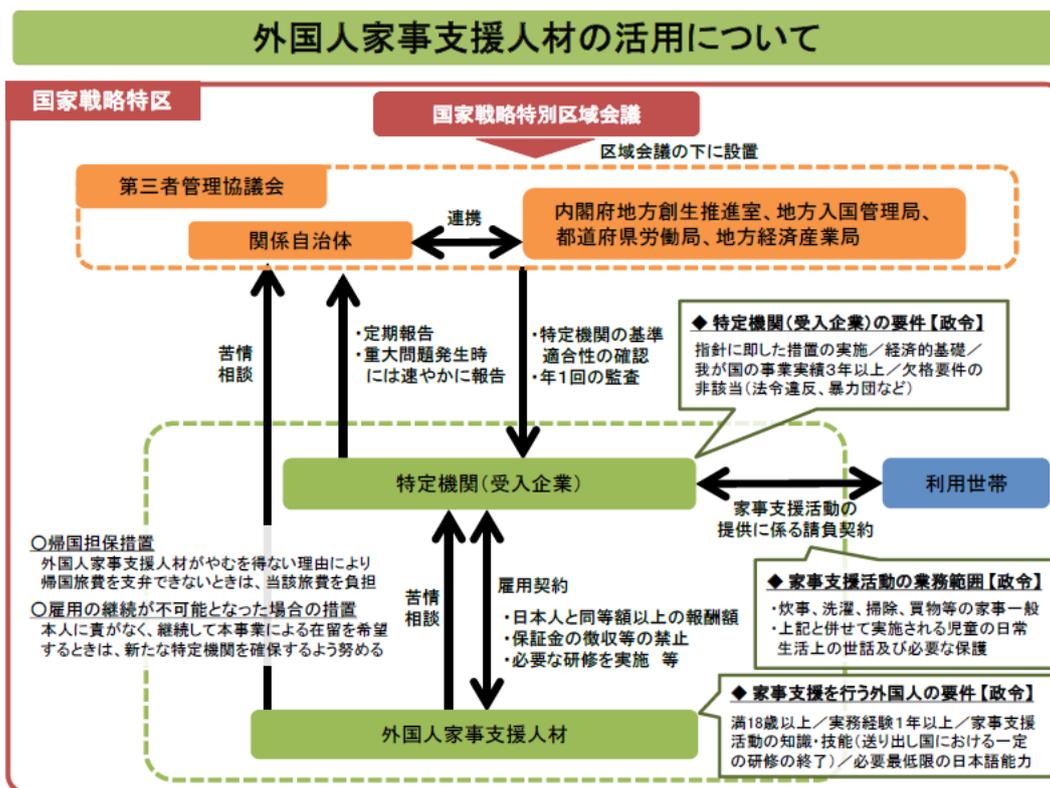
② 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

- 国家戦略特別区域法第16条の4第1項に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」は、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特別区域内において試行的に、家事支援活動を行う外国人（外国人家事支援人材）を特定機関（受入企業）が雇用契約に基づいて受け入れるものであり、平成29年3月から、外国人家事支援人材が入国している。
- この受入に当たっては、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針」（平成27年9月9日付け内閣総理大臣決定）において、外国人家事支援人材の報酬額は、同等の家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上とすること、特定機関による外国人家事支援人材の金銭等の管理を禁止すること、特定機関が苦情・相談を受ける窓口を設け、外国人家事支援人材に対し、研修において周知すること等、特定機関が講じるべき措置を定めており、特定機関は、こうした措置を講じていること等の基準に適合していることについて、国と地方公共団体から成る第三者管理協議会による確認を受けることとしている。
- 外国人家事支援人材の受入れ後も、第三者管理協議会が特定機関に対して監査を行い、必要に応じ是正措置を講じることを求めるとともに、関係する地方公共団体が、母国語等により苦情・相談を受ける窓口を設けるなど、問題となる事案が生じた際には、地方公共団体と関係省庁が連携して対応していくこととしている。

また、第三者管理協議会では、地方公共団体の苦情・相談窓口や各種相談窓

口の連絡先を一覧にした携行用カードの様式を作成しており、特定機関に対して、雇用する外国人家事支援人材へ配布するよう依頼している。

【図 12】外国人家事支援人材の活用（内閣府）



【図 13】携行用の苦情・相談窓口一覧カード（日本語版ひな形）（内閣府）

日本語版 ひな形

外国人家事支援人材 相談・連絡窓口一覧

まずは、こちらに御相談ください。

TEL 03-1234-5678

●●サービス(株) 総務部福利厚生課

雇用主以外に相談したい場合等は以下へご相談下さい

▶外国人家事支援人材の保護に関すること(000第三者管理協議会事務局)
〇〇県〇〇課 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
(月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) **まず日本語で対応した後の英語対応は可**

緊急 (無料)
警察 TEL 110 火事・救急車 TEL 119

▶人権相談について(〇〇(地方)法務局)
みんなの人権110番 **TEL0570-003-110**
(一部のIP電話等、ご利用できない場合は TEL〇〇-〇〇〇-〇〇〇)
(月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) **日本語対応、英語対応は別途案内**

▶在留資格や出入国の手続について
外国人在留総合インフォメーションセンター **TEL0570-013-904**
(一部のIP電話等、ご利用できない場合は **TEL03-5796-7112**)
(月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) **英語対応可**

▶労働条件について
〇〇労働局総合労働相談コーナー **TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**
(月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) **日本語対応、英語対応は別途案内**

〇〇〇〇〇大使館 **TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**
(月～金(祝日を除く)、9:00～18:00)

(5) 人身取引の需要側に対する取組

① 性的搾取の需要側への啓発

- 内閣府では、平成16年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成している。

28年度は、「もしかして？ 気づいてください 日本での人身取引」と題したポスター及びリーフレットを約9万枚作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）、その他の関係機関等、約5,000か所に配布した。また、従来の配布先に加え、同ポスターの鉄道駅構内への掲示及びSNS (Facebook)による発信も行った。

同ポスター及びリーフレットにおいては、人身取引の定義、人身取引が重大な犯罪であること等を明記しているほか、人身取引の被害者である可能性のある人の特徴として次の3つの例を挙げ、「被害者らしい人を見かけたり、被害者が助けを求めてきたら、最寄りの警察署や入国管理局に連絡してください」と呼び掛けている。

- ・ 数人の女性が同居するアパートに、毎日ワゴン車が迎えに来て、何処かに連れていき、帰宅は深夜である。一人では外出していないようだ。
- ・ 工場で複数の外国人労働者が、毎日怒鳴られながら長時間働いている。一人は足にひどい怪我をしているのに病院に行った様子がない。
- ・ 少女が男の運転する車から降り、一人でホテルへ入っていった。顔には殴られたような痕がある。

- 外務省では、14年度から毎年度、海外渡航者向けに「海外安全虎の巻」と題した冊子を作成し、同省の領事サービスセンターの窓口及び企業等を対象とした海外安全セミナーにおいて、また、各都道府県パスポートセンター及び旅行業の関連団体に対して、それぞれ配布するとともに、ホームページに掲載している。さらに、「海外安全アプリ」をダウンロードすることにより、スマートフォン等においてオフラインの状態でも、同冊子を閲覧できるようにしている。

28年度は20万部を作成し、従来の配布先に加え、国際線が発着する空港の関連施設及び観光学部・学科等を有する大学・大学院にも配布するとともに、「海外安全アプリ」に関するリーフレットを200万枚作成し、各都道府県パスポートセンターを中心に配布した。

同冊子の中の「ケーススタディ集～トラブル事例と対策～」においては、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、多くの国で買春行為は禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は、我が国の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を説明し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。

【図 14】ポスター（内閣府）



【図 15】「海外安全虎の巻」(外務省) (抜粋)



② 雇用主等への働きかけ

- 警察では、風俗営業等の営業所に対する立入調査活動等を通じて、雇用主等への広報啓発に努めている。
- 都道府県労働局・労働基準監督署では、実習実施機関に対する監督指導((3)③参照)のほか、労働基準関係法令等の周知・啓発を図るため、監理団体や実習実施機関に対する説明会を開催している。

4 人身取引被害者の認知の推進

(1) 「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進

- 関係省庁では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」（平成22年6月23日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ。行動計画2014別添2。）を関係機関に周知している。
- 警察では、警察相談専用電話や匿名通報等の窓口において、人身取引事犯を見逃すことのないよう相談や通報等に対応している。
- 警察に相談がなされた場合には、相談室等、相談者が心理的圧迫を受けない場所で事情聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合には可能な限り女性職員が、相談者が外国人の場合には可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。
- 警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案等に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」を実施し、潜在化しやすいこれらの犯罪を早期に認知するよう努めている。
- 入国管理局では、地方入国管理局の総務課に人身取引対策事務局を設置し、局内の人身取引に関する情報集約を図っており、また、関係機関や一般人等からの人身取引事案に関する情報提供窓口として人身取引事案の認知等に努めている。
- 在外公館において人身取引被害者に関する情報に接した場合には、外務本省を通じて速やかに関係省庁に情報提供している。

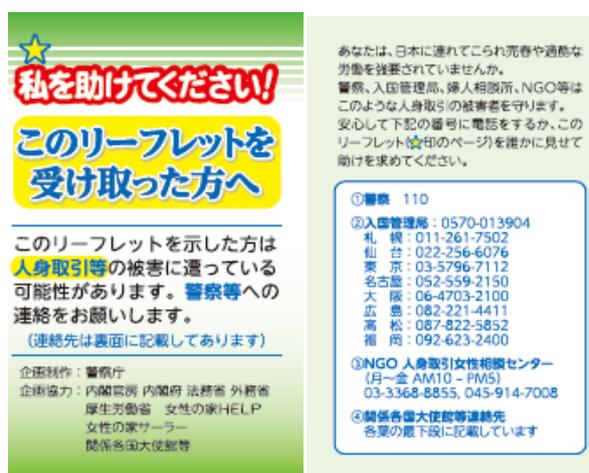
(2) 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知

- 警察庁では、平成17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、在京大使館、NGO等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。

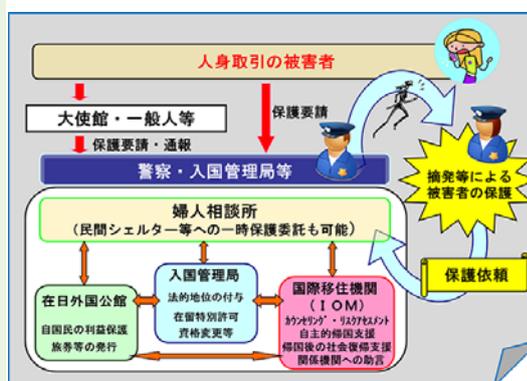
28年11月、9か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語、タイ語、タガログ語及びインドネシア語）に対応したリーフレットを292,450部作成・配布するとともに、29年3月から、ウェブサイトに掲載し、警察への通報を呼び掛けている。

- 入国管理局では、ホームページに、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を8か国語（日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語及びタガログ語）で掲載するとともに、地方入国管理局の審査窓口や空港の入国審査場において、警察庁作成に係るリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施している。

【図16】リーフレット（警察庁）（抜粋）



【図17】被害者保護の流れ（入国管理局）



(3) 外国語による窓口対応の強化

- 入国管理局では、入国手続、在留手続等に関する相談に対応するため、8か所の地方入国管理局・支局（仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島及び福岡）において、外国語（場所により言語が異なる）に対応した「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しており、人身取引に関する情報提供及び相談も受け付けている。

同センターの専用電話は、7か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語及びタガログ語）に対応している。

- 法務省の人権擁護機関では、従来、外国人からの人権相談に対応するため、10か所の法務局・地方法務局（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、神戸、広島、高松、松山、福岡）において、外国語（相談場所により異なるが、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語及びタガログ語）に対応した「外国人のための人権相談所」を開設するとともに、2か国語（英語及び中国語）に対応した専用電話である「外国語人権相談ダイヤル」を設置していた。

平成29年4月からは、民間の多言語電話通訳等サービスを利用することによ

り、「外国人のための人権相談所」を50か所の全法務局・地方法務局に拡大するとともに（対応言語は英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フィリピン語及びベトナム語）、「外国人労働者相談ダイヤル」について、対応言語を6か国語（「外国人のための人権相談所」の対応言語と同様）に拡大し、言語別であった電話番号を統一するなどしている（同ダイヤルに架電すると、相談者、民間の多言語電話通訳等サービス提供事業者及び法務局・地方法務局の三者間通話により、人権相談が行われる。）。

加えて、28年3月から、2か国語（英語及び中国語）に対応した「インターネット人権相談受付窓口」を設置している。

- 厚生労働省では、外国人からの労働条件等に関する相談に対応するため、25都道府県労働局の管内において、5か国語（場所により異なるが、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語及びタガログ語）に対応した「外国人労働者相談コーナー」を開設している。

加えて、27年6月から、架電すると同コーナーにつながる「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、全国からの相談を容易にしている上、29年4月から、同コーナーの一部において、ベトナム語による対応を開始している。

【3（3）②再掲】

- 厚生労働省では、技能実習生が技能実習制度の内容、賃金、労働時間に関する法令等について相談できるようにするため、5か国語（英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語及びインドネシア語）に対応した「母国語相談ホットライン」を公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）に委託して実施しており、この過程で把握された重大な事案については、法務省入国管理局、労働基準監督機関等の関係行政機関に情報提供している。

【3（3）②再掲】

（4）在京の各国大使館との連携

- 外務省では、外国人被害者が母国の在京大使館に保護を求めるケースがあることを踏まえ、被害者の相談を受ける窓口、24時間対応可能な相談ホットライン等を設けるよう、各国の在京大使館に働き掛けている。

（5）在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進

- 外務省では、警察庁作成に係るリーフレット（（2）参照）及び内閣府作成に係るポスター及びリーフレット（3（5）①参照）を在外公館等に配布している。
- 外務省では、在外公館による査証審査の過程において、在外公館での面接を実

施した申請者に対してリーフレットを配布するなどの啓発に努めているほか、代理申請機関が査証申請受理及び交付を行っている国については、同申請機関に対し、注意喚起に関する協力を依頼している。

【図 18】 人身取引に関する情報提供・相談窓口等

人身取引に関する情報提供・相談窓口	
【都道府県警察】	
緊急通報（電話）： 110	警察相談窓口（電話）： #9110
【匿名通報】（警察庁）	
電話： 0120-924-839	ウェブサイト： http://www.tokumei24.jp/
【入国管理局】	
● 外国人在留総合インフォメーションセンター	※外国語対応
電話： 0570-013904（IP, PHS, 海外：03-5796-7112）	
● 地方入国管理局	
一覧： http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html	
【人権相談】（法務省）	
● みんなの人権110番	
電話： 0570-003-110	
● 外国人のための人権相談所	※外国語対応
電話： 全国50か所の全法務局・地方法務局	
一覧： http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html	
● 外国語人権相談ダイヤル	※外国語対応
電話： 0570-090911	
その他の関連する窓口等	
【女性の人権問題】	
● 女性の人権ホットライン（法務省）	
電話： 0570-070-810	
● 婦人相談所（厚生労働省）	
一覧： http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/02.html	
【子どもの人権問題】	
● 子どもの人権110番（法務省）	
電話： 0120-007-110	
● 児童相談所（厚生労働省）	
一覧： http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv30/zisouichiran.html	
【技能実習生等に係る労働問題】	
● 総合労働相談コーナー（厚生労働省）	
一覧： http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html	
● 外国人労働者相談コーナー、外国人労働者向け相談ダイヤル（厚生労働省）	※外国語対応
一覧： http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html	
● 技能実習生のための母国語相談ホットライン（JITCO）	※外国語対応
電話： 0120-022332（フリーダイヤル） 03-4306-1111（一般電話）	
【その他】	
● インターネット人権相談受付窓口（法務省）	※外国語対応
URL： http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html	
● 多言語情報提供サービス（法テラス）	※外国語対応
電話： 0570-078377	
● よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）	※外国語対応
電話： 0120-279-338	

5 人身取引の撲滅

(1) 取締りの徹底

- 各機関では、人身取引事犯の取締りを徹底するとともに、人身取引が潜在するおそれのある周辺事案（人身取引関連事犯）に対しても、積極的に対応している（人身取引事犯の取締状況については、2（1）②参照）。
- 平成26年6月、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁から成る「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯についての情報共有・連携を図るとともに、同年9月、同タスクフォースにおいて、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を作成し、警察、入国管理局、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、捜査等に活用している。

① 売春事犯等の取締りの徹底

- 警察では、平成28年中、売春防止法違反で570件、443人を検挙した。

② 児童の性的搾取（子供の性被害）に対する厳正な対応

- 警察では、関係省庁等と緊密な連携を図りながら、児童買春・児童ポルノ事犯の取締り、流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援等の諸対策を推進しており、平成28年中の児童買春事犯の検挙件数は809件、検挙人員は701人、児童ポルノ事犯の検挙件数は2,097件、検挙人員は1,531人であった。

- 政府では、児童買春や児童ポルノの製造等の子供の性被害の撲滅と被害児童の権利の擁護に取り組むため、28年3月29日、「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」を閣議決定し、国家公安委員会が児童の性的搾取等に係る対策の総合調整等をつかさどることとした。

28年4月以降、「児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議」において、警察庁を中心として「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）の策定に向けた議論を重ね、29年4月18日、犯罪対策閣僚会議において、同計画を決定した。

同計画は、人身取引関連事犯である児童買春・児童ポルノ事犯等について、その撲滅に向けて取り組むべき施策を取りまとめたものである上、「人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施」、「人身取引事犯における被害者の保護の推進」等、直接的な人身取引対策も盛り込んだものであるため、同計画に基づく各種施策の推進は、人身取引の撲滅に寄与すると考えられる。

【図19】「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）（警察庁）

児童の性的搾取等に係る対策の基本計画の策定



③ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底

○ 警察では、平成28年中、外国人労働者に係る雇用関係事犯において、雇用主・ブローカー等388件、425人を検挙した。

○ 入国管理局では、28年中、不法就労が疑われた稼働先390か所を摘発した。**【3(2)②再掲】**

○ 都道府県労働局・労働基準監督署では、28年に5,672の実習実施機関に対し監督指導を実施した。

この結果、4,004の実習実施機関において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行うとともに、約定賃金額が最低賃金額を下回っているもの、違法な時間外労働・休日労働を行わせているもの等、技能実習生に係る労働基準関係法令違反により、重大・悪質な事案40件を送検した。**【3(3)③再掲】**

- 都道府県労働局・労働基準監督署及び地方入国管理局では、28年中、強制労働等、技能実習生の人権侵害が疑われる事案について、実習実施機関23機関に対し、合同で監督又は調査を実施した。

この結果、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が認められた21件について是正勧告を行い、重大・悪質な事案4件を送検した。また、地方入国管理局では、合同調査を実施した23機関のうち9機関について、技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した（29年3月31日現在）。

【3（2）②再掲】

④ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題に対する厳正な対応

- 女性に対し、本人の意に反していわゆるアダルトビデオへの出演を強要する問題について、警察では、平成26年から28年までの3年間において、この問題に関連する相談を25件受理し、適切に対応するとともに、各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進している。

- 政府では、男女共同参画会議の「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、この問題について、若年層を対象とした性的な暴力の問題として、民間団体、有識者、地方公共団体及び関係省庁からヒアリングを実施した上で、29年3月14日、現状と課題について整理した報告書を取りまとめた。

同月31日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において、同年4月を被害防止月間と位置付けること等を内容とする緊急対策を決定した。同月間における取組の実施状況等を踏まえ、同年5月19日、今後の対策を策定した。

同対策は、人身取引関連事犯であるアダルトビデオ出演強要問題について、その根絶に向け、「更なる実態把握」、「取締り等の強化」、「教育・啓発の強化」、「相談体制の充実」等の施策について取りまとめたものであるため、その推進は、人身取引の撲滅に寄与すると考えられる。

（2）国境を越えた犯罪の取締り

① 外国関係機関との連携強化

- 警察庁では、平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係る「コンタクトポイント会議」を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、国際移住機関（IOM）等との意見交換・情報交換を行っている。28年は7月に開催し、警察における人身取引事犯の検挙事例について協議等を行った。

- 警察庁では、14年から毎年1回、東南アジア及び在京の外国捜査機関等を

招へいし、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議」を開催して、国外犯に関する捜査協力の拡充・強化を図っており、28年は2月に開催した。

29年2月には、同会議に代えて、関係省庁、外国機関、国際機関、民間団体の関係者のほか、都道府県警察の担当者が参加する「児童の性的搾取等対策に関するセミナー」を開催した。政府及び警察の取組を紹介することにより、理解の促進を図るとともに、関係機関・団体との情報交換・連携強化に取り組んだ。

- 警察では、国際刑事警察機構（ICPO）を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間で情報交換を行っている。
- 外務省では、16年11月から、警察庁を通じ、ICPOに紛失・盗難旅券情報（旅券番号等）を提供しており、同情報は、ICPO加盟国の出入国審査に活用されている。

【図20】「コンタクトポイント会議」（警察庁）



② 国際捜査共助の充実化

- 我が国では、外国からの要請に応じ、人身取引事案について積極的に捜査共助を実施している。
- 我が国は、米国（平成18年7月発効）、韓国（19年1月発効）、中国（20年11月発効）、香港（21年9月発効）、EU（23年1月発効）、ロシア（同年2月発効）との間で刑事共助条約・協定を締結している上、他の国との間でも条約締結を積極的に検討している。

6 人身取引被害者の保護・支援

(1) 「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

○ 警察、法務省の人権擁護機関、入国管理局、海上保安庁及び外務省（在外公館）では、それぞれの業務の中で、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、被害者の保護・支援に関し、関係機関が連携を図りつつ、適切な対応に努めている。

○ 関係省庁では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（平成23年7月1日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ。行動計画2014別添3。）を関係機関に周知している。

○ 入国管理局では、人身取引被害者に対し、その立場に十分配慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新、在留資格の変更又は在留特別許可により、法的地位の安定を図っている。

28年中に保護した外国人の被害者は21人であり、このうち在留資格を有していた者11人に対し、在留資格の変更を許可するとともに、不法入国や不法残留により出入国管理及び難民認定法違反状態となっていた者10人に対し、在留特別許可を行った。

【2(1)①再掲】

在留を希望する被害者や、帰国することができない被害者については、本人の意思を尊重しつつ、個別の事情を総合的に勘案した上で、必要に応じて就労可能な在留資格を認めることとしている。26年中には1人に対し「定住者」（1年）、27年中には5人に対し「日本人の配偶者等」（1年）、3人に対し「定住者」（1年）の在留資格をそれぞれ付与した。

○ 厚生労働省では、外国人の労働者が多い地域を中心とし、相談員や外国語通訳をハローワークに配置し、人身取引被害者も含めた就労可能な在留資格が認められた外国人の安定的な就労に向けた相談対応・支援を行っている。

毎年度、定住外国人が多い地域において、安定的な就労への意欲が高い定住外国人を対象とし、日本語によるコミュニケーション能力や我が国の労働関係法令等に関する知識を習得させ、安定的な雇用を促進することを目的とした「外国人就労・定着支援研修」を実施している。

(2) 保護機能の強化

○ 法務省の人権擁護機関が実施する調査救済手続においては、平成27年10月から、男性を含めた人身取引被害者に対し、緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。

- 技能実習法においては、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講じることとしている。また、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を認可法人として新設することとしており、同機構は、29年1月25日に設立登記された。【3（3）①再掲】

（3）被害者への支援

① 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実

- 婦人相談所では、各関係機関と連携し、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した衣食住の提供、居室や入浴・食事への配慮、夜間警備体制の整備のための警備員の配置を実施するなど、その充実を図っている。

平成28年中は、婦人相談所において一時保護を行った被害者18人全員に対し、通訳の支援及び必要であると判断された医療サービスを提供するとともに、このうち3人に対し、必要であると判断された心理的ケアのサービスを提供した。【2（1）①再掲】

- 婦人相談所では、適切な保護が見込まれる場合において、人身取引被害女性の一時保護を民間シェルター等へ委託するための経費について、予算措置を行っている。

28年中は、5人の一時保護委託を実施した。【2（1）①再掲】

- 婦人相談所では、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携した保護措置を行っている。

② 捜査過程における被害者への情報提供

- 警察では、被害者に対し、保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、今後の捜査について、可能な範囲で説明を行い、被害者の立場に十分配慮した措置に努めている。

- 検察庁では、犯罪被害者等から事情聴取をする際に、検察官等が、「犯罪被害者の方々へ」と題したパンフレットを手渡すなどしている。同パンフレットは、損害賠償に関する制度、人身取引等の被害者の保護に関する制度、被害者が証人等として出廷することがあり、その場合には証人の遮へい措置を講じることができる制度があること等、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分

かりやすく解説したものである。法務省ホームページに同パンフレットを掲載し、検察庁ホームページにおいてリンクを設定するとともに、英語版も作成している。

- 海上保安庁では、人身取引被害者を含む犯罪被害者に対し、刑事手続の概要及び捜査状況、被疑者の逮捕・送致状況等、被害者の救済や不安の解消に資すると認められる事項の通知を行うこととしている。また、海上保安庁ウェブサイト及び「犯罪被害者等への支援について」と題したリーフレットにより、犯罪被害者等の支援に関する取組について周知している。

③ 被害者に対する法的援助の実施とその周知

- 日本司法支援センター（法テラス）では、各地の犯罪被害者支援機関・団体と相互に連携し、各支援窓口の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供している。

被害者の所在が明らかになることがないように細心の注意を払いつつ、法的支援を必要とする被害者に対し、被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介し、資力の乏しい者に対しては、民事法律扶助業務又は日本弁護士連合会委託援助業務による援助を実施している。

民事法律扶助業務とは、「民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等」（総合法律支援法第30条第1項第2号柱書）を対象とする無料法律相談、代理人に支払うべき報酬及び費用の立替等を行うものである。

日本弁護士連合会委託援助業務とは、日本弁護士連合会から委託された事業で、人権救済を必要とする者に対し、弁護士による法的援助と費用等の援助を行うものである。

- 日本司法支援センター（法テラス）では、民事法律扶助、刑事裁判に参加する被害者参加人のための国選弁護制度等について記載されたリーフレットをホームページに掲載するとともに、婦人相談所に配布して、周知に努めている。
- 日本司法支援センター（法テラス）では、法制度や相談窓口に関する情報を6か国語で提供する「多言語情報提供サービス」を実施しており、平成28年度中の言語別の提供件数は、英語が742件、ポルトガル語が631件、中国

語が395件、スペイン語が336件、ベトナム語が55件、韓国語が30件であった。

- 日本司法支援センター（法テラス）では、性暴力被害を含む日常生活上の様々な困難に関する電話相談「よりそいホットライン」を実施する一般社団法人社会的包摂サポートセンターと相互に連携している。

「よりそいホットライン」は厚生労働省の補助金事業であり、9か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ベトナム語及びネパール語）に対応している。

【図 21】リーフレット（法テラス）（抜粋）

The leaflet provides detailed information on the victim participation system, including eligibility criteria, application procedures, and the benefits of participating in criminal trials. It also outlines the national selection and protection system for victims and the reimbursement of travel expenses. Additionally, it mentions civil legal assistance and daily legal assistance services provided by the Japanese Bar Association (Nihon Reiwa Kaikyo Kai).

④ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援

- 我が国は、平成28年、国際移住機関（IOM）に対し117,208ドルを拠出し、我が国で認知された外国人人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援事業（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っており、17年以降、307人の帰国支援を実施している（29年3月31日現在）。

28年中には、IOMを通じた支援により14人が帰国し、このうち3人に対し一時避難場所が、6人に対し医療支援が、1人に対し法支援が、8人に対し社会復帰支援プログラム（例：家族統合、教育支援、ミニショップ・商店店経営、農業経営等）が、帰国後の社会復帰支援として、それぞれ提供された。

【2（1）①再掲】

- 入国管理局では、IOM駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図っている。
- 外務省では、被害者の帰国支援事業の実績について、IOMから定期的に報告を受けている。

7 人身取引対策推進のための基盤整備

(1) 国際的取組への参画

① 人身取引議定書の締結

- 平成17年6月に人身取引議定書の締結につき国会の事前承認を得たが、その締結の前提である国際組織犯罪防止条約の締結に必要な担保法が国会で成立しておらず、同議定書を直ちに締結できる状況にない(29年3月31日現在、170か国・地域が同議定書を締結)。
- 同条約の締結に必要な担保法については、29年3月21日、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出した。

② 関係諸国との連携強化

(i) G7との連携

- 平成28年2月から3月までの間、東京都において、同年11月、広島県において、それぞれ開催されたG7ローマ・リヨン・グループ移民専門家会合(MESG)に出席し、人身取引を防止するための保護制度の改善、偽造渡航文書の供給源の追跡等に関し、関係国と議論を行った。

(ii) 東南アジア諸国を始めとする送出国に対する支援等

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)では、タイにおいて、平成27年4月から、「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」を実施している。
同プロジェクトは、21年3月から26年3月までの間、タイのみを対象として実施した「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」の成果・課題を踏まえ、タイ以外のメコン地域諸国(ベトナム、ミャンマー、カンボジア及びラオス)も対象としており、被害者の帰国や社会復帰の支援に取り組む関係諸機関の能力の向上、連携の強化等を目的としている。
- JICAでは、メコン地域諸国との連携の強化のため、毎年、タイ・バンコクにおいて、各国政府の人身取引対策の担当者等を招へいして、「メコン地域ワークショップ」を開催している。
29年2月には第7回会合を開催し、6か国(日本、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア及びラオス)からの参加者が、各国の取組に関する紹介、意見交換等を行った。

- 加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）は、28年12月、第1回東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム出席のためタイ・バンコクを訪問した際、女性の人身取引被害者等の保護施設を訪れ、職業訓練を受けている様子等を視察するとともに、タイにおける被害者支援プログラムの具体的内容についてヒアリングを行った。

【図22】 第7回「メコン地域ワークショップ」
(JICA)



【図23】 加藤大臣によるタイの施設の視察
(タイ社会開発・人間の安全保障省)



- JICAでは、ベトナムにおいて、24年6月から28年2月までの間、「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでホットライン（電話相談窓口）の運営体制が整備されたことにより、予防及び被害者保護が図られた。現在、次のプロジェクトの準備を進めている。
- JICAでは、ミャンマーにおいて、24年6月から28年6月までの間、「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」を実施した。同プロジェクトの人材育成、パイロット活動及びツールの整備（研修マニュアル、被害者保護ハンドブック等の作成）により、被害者支援団体が行うサービスが向上した。現在、次のプロジェクトの準備を進めている。
- 外務省では、東南アジアにおける人身取引対策を含む法執行当局に対する刑事司法面の対処能力向上プロジェクトの実施のため、28年度予算として、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が管理する犯罪防止刑事司法基金に30万ドルを拠出した。
- 28年6月、ベトナム・ニャチャンにおいて、日ASEAN統合基金（J

A I F) 2. 0を活用した初めての人身取引対策プロジェクトとして、A S E A N政府間人権委員会 (A I C H R) 主催の「人身取引対策における効果的なコミュニケーション戦略に関するワークショップ」が開催され、J I C A及び独立行政法人日本貿易振興機構 (J E T R O) の専門家を派遣した。

- 独立行政法人国立女性教育会館では、21年度から毎年度、我が国において、J I C Aからの委託事業として、人身取引対策に関する研修を実施している。23年度までは、タイのみを対象としていたが、24年度からは、他のA S E A N諸国も対象としている。

28年10月から11月までの間、6か国(タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、カンボジア及びマレーシア)の人身取引対策の担当者を対象として、「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」と題した課題別研修を実施した。

(iii) 技能実習生の送出国への働き掛け

- 技能実習生の送出国との間で、政府(当局)間取決め(MO C)を作成し、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関を排除していくこと等を目指している。【3(3)①再掲】
- 外務省では、関係省庁の出席を得て、領事当局間協議等の場を活用し、技能実習生の送出国に対し、失踪、人権侵害事案等について随時指摘し、改善を要請している。

(iv) バリ・プロセスを通じた情報共有

- 平成28年も引き続き、バリ・プロセス(密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議のフォローアッププロセス)の関連機会に参加し、我が国の人身取引への取組について説明するとともに、今後の方向性について、メンバー国・地域及び国際機関と議論を行った。
- 国際移住機関(I O M)が維持管理する同プロセスのウェブサイトに対し、1万ドルを拠出した。

(v) 国連アジア極東犯罪防止研修所における研修

- 国連アジア極東犯罪防止研修所では、平成28年2月に仏語圏アフリカの刑事司法関係機関の職員を対象とする「捜査・訴追・公判の基礎」、「テロ犯罪対策」及び「組織犯罪対策」をテーマとした研修、同年5月から6月にか

けて各国の刑事司法関係機関の職員を対象とする「被害者あるいは証人としての児童をめぐる諸問題」をテーマとした国際研修、同年8月から9月にかけて各国の矯正保護等関係機関の職員を対象とする「効果的な非行少年の処遇、更生及び社会復帰」をテーマとした国際研修を実施するなどし、これらの研修を通じて、開発途上国における捜査協力に関する能力向上を図るとともに、各国の刑事司法実務家等の交流の強化を図り、間接的ながら、人身取引対策について各国の取組を支援した。

(2) 国民等の理解と協力の確保

① 政府広報の更なる促進

- 内閣府が運営するポータルサイトである「政府広報オンライン」において、人身取引対策に関する情報を掲載し、「売春や労働などを強要される「人身取引」被害者に助けを求められたら最寄りの警察などへ」と呼び掛けている。
- 内閣官房では、毎年7月30日の人身取引禁止世界デーにおいて、SNS (Twitter) による情報発信を行っているほか、平成27年11月、担当者が政府広報のラジオ番組に出演し、国民に対して広く情報提供を呼び掛けた。
- 内閣府では、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)に基づき、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する分野の1つの項目として「人身取引対策の推進」を位置付けている。
毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体や関係機関に配布している。内閣官房では、28年の同期間において、SNS (Twitter) による情報発信を行った。
- 内閣府では、16年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成している。
28年度は、「もしかして? 気づいてください 日本での人身取引」と題したポスター及びリーフレットを約9万枚作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、国際移住機関 (IOM)、その他の関係機関等、約5,000か所に配布した。また、従来の配布先に加え、同ポスターの鉄道駅構内への掲示及びSNS (Facebook) による発信も行った。

【3(5)①再掲】

- 警察庁では、17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等

に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、在京大使館、NGO等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。

28年11月、9か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語、タイ語、タガログ語及びインドネシア語）に対応したリーフレットを292,450部作成・配布するとともに、29年3月から、ウェブサイトに掲載し、警察への通報を呼び掛けている。 【4（2）再掲】

- 入国管理局では、ホームページに、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を8か国語（日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語及びタガログ語）で掲載するとともに、地方入国管理局の審査窓口や空港の入国審査場において、警察庁作成に係るリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施している。 【4（2）再掲】

- 法務省の人権擁護機関では、20年度から毎年度、啓発活動の強調事項の1つに「人身取引をなくそう」を掲げており、人身取引が重大な犯罪であること、相談への対応等について、ホームページにおける広報、「人権の擁護」と題した冊子の作成・配布等を行っている。

- 独立行政法人国立女性教育会館では、17年度から22年度までの間に行った人身取引に関する調査・研究成果を踏まえ、人身取引に関する理解を深めることの重要性を内容とする貸出用展示パネル及びリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。

【図24】リーフレット（国立女性教育会館）（抜粋）



- 外務省では、警察庁作成に係るリーフレット（４（２）参照）及び内閣府作成に係るポスター及びリーフレット（３（５）①参照）を在外公館等に配布している。【４（５）再掲】

- 外務省では、２８年中に２回（２月２０日から３月５日までの２週間及び７月から１０月までの間に各都道府県が定める２週間）、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」として、各都道府県の旅券事務所において、国際テロや人身取引・不法移民等の国際組織犯罪の発生の助長につながり得る旅券の不正取得を防止するため、ホームページにおける広報、ポスターの掲示等を行った。

② 学校教育等における取組

- 文部科学省では、従来から、憲法及び教育基本法の本質にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めるとともに、学習指導要領等に基づき、自他の生命を尊重する心の育成等を重視した教育を推進している。

③ 中小企業団体等への働きかけ

- 経済産業省では、毎年実施している「外国人研修指導協議会」において、関係省庁の協力を得て関係団体に対し、労働関係法令の遵守等について周知を行っている。平成２８年は６月に実施した。

- 農林水産省では、２８年度、都道府県を通じて農業法人等に対し、厚生労働省と連携して作成した「農業者・農業法人の労務管理のポイント」と題したパンフレットを配布し、労働関係法令の遵守について啓発するとともに、農業における技能実習の適正な実施を図るため、民間団体が実施する研修会の開催等を支援した。

- 法務省及び厚生労働省では、毎年度、使用者団体等と協力し、技能実習生が多く在留する都道府県において、技能実習生を受け入れている監理団体に対し、制度を適正かつ円滑に推進するための留意点等に関する説明を行っている。

④ 海外渡航者への啓発

- 観光庁では、旅行会社が不健全旅行に関与しないよう、各社に対する啓発を推進している。具体的には、旅行業法第１３条第３項第１号においては、

旅行業者等が旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんすること等が禁止されているところ、毎年11月に旅行業者が行う、旅行業法の遵守状況に関する自己点検の項目に、「不健全旅行や模倣品購入等に関与していないか」を掲げ、旅行業者による自己点検を促している。また、毎年、旅行業法に基づく立入検査を実施している。

- 外務省では、海外渡航者向けに配布している「海外安全虎の巻」と題した冊子の中の「ケーススタディ集～トラブル事例と対策～」において、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、多くの国で買春行為は禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は、我が国の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を説明し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。【3(5)①再掲】

(3) 人身取引対策の推進体制の強化

① 関係行政機関職員等の知識・意識の向上

(i) 警察庁

- 警察学校における初任教養や警察大学校等における昇任時教養の中で、人身取引事犯対策についての教養を実施している。
- 警察職員の専門的技能等の向上に資するため、人身取引事犯に係る警察庁指定広域技能指導官に2人を指定し、各種研修等あらゆる機会を通じて、当該指導官による講義等を実施している。
- 警察庁では、毎年、風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象にした専科教養において、人身取引事犯対策に関する研修を実施している。平成28年は、9月に実施した。

(ii) 法務省

- 入国管理局では、在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。また、関係省庁、国際移住機関（IOM）、NGO等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を開催し、研修受講職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施している。

人身取引対策に特化した研修においては、被害者の認知のポイントを整理する事例研究を行うとともに、認知の実務に重点を置いた講義を実施した。

- 検察庁では、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義等を実施している。

(iii) 外務省

- 毎年度、領事初任者研修において、水際対策としての査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等を内容とする人身取引防止対策に関する講義を実施しており、平成28年度は52人が受講した。在外公館警備対策官研修においても、81人に対し、同様の講義を実施した。

こうした研修受講対象者を含む在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、旅券の知識のみならず、赴任国における関係機関との連携等について研修を実施している。

- 外務本省において、旅券事務に携わる都道府県旅券事務所職員に対し、人身取引関係者、テロリスト等による旅券の不正取得等を防止するとの観点も加え、旅券発給審査等についての研修を実施している。

(iv) 厚生労働省

- 毎年度、「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」において、人身取引被害者への対応に関するIOMによる講義を研修として実施している。平成28年度は、65人が受講した。

(v) 海上保安庁

- 取締りの過程において事案を認知できるよう、毎年、実務者研修において、人身取引の実態、被害者の保護の重要性等についての講義を実施している。

(vi) 裁判所

- 司法研修所における裁判官研修の一部において、人身取引を含む人権問題等に関する各種国際法規に係る種々の問題について、国際人権を専門とする大学教授等による講演を実施している。

② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進

- 警察、入国管理局、海上保安庁等の関係機関では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」（4（1）参照）及び「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（6（1）参照）を都道府県警察、地方入国管理局・支局、各管区海上保安本部等に示し、被害者

の認知・保護に関し、関係機関と連携の上、適切な対応をするよう周知している。

○ 都道府県警察では、人身取引事犯を認知した際に、被害者の保護を適切に行うこと等を目的として、関係機関地方連絡会議を随時開催し、地方機関の連携強化を図っている。

○ 警察庁では、平成24年9月、「警察における人身取引事犯の取扱いの流れ」と題した資料を作成し、厚生労働省を通じて都道府県婦人相談所に送付し、相互の連携強化を図っている。

都道府県婦人相談所では、同資料を参考として、被害者の保護に取り組んでいる。

○ 法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。

「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」の幹事会において、人身取引に関するものを含む啓発活動等について、関係省庁等と情報交換を行っている。

○ 入国管理局では、毎年、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、人身取引事犯等の現状及び対策について、警察庁、検察庁、外務省、海上保安庁、厚生労働省等の関係機関と協議を行っている。

○ 外務省では、国内の空海港における日本人の出帰国確認のため、法務省入国管理局に対し、旅券発給情報を提供している。

③ NGO、IOM等との連携

○ 内閣官房、警察、入国管理局、海上保安庁等の関係機関では、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議（5（2）①参照）等の場や日常業務を通じ、NGO、国際移住機関（IOM）等との意見交換・情報交換、各種研修等を行い、連携強化に努めているほか、警察庁では、リーフレット（4（2）参照）をNGO、IOM等にも配布し、協力を呼びかけている。

○ 政府では、平成28年中、NGOとの間において、具体的な人身取引事案に関する事例検討、意見交換等を行った。この意見交換においては、NGOから論点の1つとして、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要されたとする相

談を多く受けていることが示され、関係省庁の取組状況を共有した（関係省庁の取組状況については、5（1）④参照）。

- 入国管理局では、IOM駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図っている。

外務省では、被害者の帰国支援事業の実績について、IOMから定期的に報告を受けている。 【6（3）④再掲】

8 今後の取組について

平成28年中の人身取引被害の発生状況の特徴は、日本人の被害者が25人（うち児童が12人）に増加し、過去最多となったことである。日本人の被害者については、19年から認知し始め、24年以降は毎年10人以上認知していたものであったが、28年は大幅に増加した（2（1）①参照）。

この理由としては、警察において、風俗関係事犯や外国人労働者雇用関係事犯を取り扱う保安警察部門だけではなく、少年警察部門等において取り扱った事犯についても、人身取引やその被害者が潜在していないかという観点から掘り下げて捜査を進め、あらゆる法令を適用して検挙したことが考えられる。

少年警察部門において取り扱う事犯のうち、児童買春や児童ポルノの製造等の子供の性被害に関するものについては、29年4月、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）を策定し、政府を挙げて対策に取り組むこととしている（5（1）②参照）ほか、広報啓発も強化しており（3（5）①参照）、今後、こうした取組を着実に推進することにより、関連する人身取引を減少させることが必要である。

沿革的に、我が国における人身取引問題は、主に外国人女性に対する性的搾取の被害が深刻であるという状況に始まり、この種の事案を中心に対策を進めてきたことから、現在も、「人身取引とは、外国人の問題である」という誤解が残っていると思われるが、近年、日本人の被害者が増加傾向にあることは、警察を始めとする関係機関において、各種研修等（7（3）①参照）を通じて、日本人についても人身取引の被害者になり得るとの意識が浸透してきていることの表れともいえる。

これは、我が国における人身取引問題の新たな傾向であるといえ、また、外国人を被害者とする人身取引事犯が平成17年頃と比べて大幅に減少していることは、政府、関係機関、NGO等が連携して取り組んできた対策の成果であるといえるが、もちろん、外国人の被害、人権侵害が解決したわけではない。

改めて、人身取引は潜在性の高い犯罪であることを念頭に置いて、日本人・外国人を問わず、被害者の認知（4参照）を推進して、適切に対処していくことが重要である。

特に、外国人の労働者を取り巻く状況については、本年11月に施行が予定されている技能実習法により、技能実習制度の抜本的な見直しがなされる（3（3）①参照）ほか、27年4月から「外国人建設就労者受入事業」（3（4）①参照）、本年3月から「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」（3（4）②参照）において、それぞれ外国人の労働者が我が国に入学しており、目まぐるしく変化している。

これらの制度においては、労働者を保護するための各種措置が講じられているも

のの、我が国の関係機関においては、従来、労働搾取に係る人身取引被害者の認知が少なく、その取扱いに習熟しているとは言いがたい面があることに留意し、同制度が労働搾取の温床となり意義が損なわれることのないよう、関係者が労働者の保護に徹底して取り組み、適切に運用していかねばならない。

今後とも、被害者の立場に立ち、人身取引の根絶を目指して対策に取り組んでいく。

【図 25】人身取引関係省庁一覧

内閣官房	副長官補付
内閣府	男女共同参画局推進課
警察庁	生活安全局保安課
法務省	刑事局公安課
	人権擁護局調査救済課
	人権擁護局人権啓発課
	入国管理局入国在留課
	入国管理局審判課
外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室
	領事局外国人課
文部科学省	生涯学習政策局社会教育課
厚生労働省	労働基準局監督課
	職業能力開発局育成支援課
	職業能力開発局海外協力課
	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
農林水産省	経営局就農・女性課
経済産業省	経済産業政策局産業人材政策担当参事官室
国土交通省	総合政策局政策課
海上保安庁	警備救難部国際刑事課